

グリーンインフラ推進戦略2023の概要

- グリーンインフラの概念が定着し、本格的な実装フェーズへ移行するとともに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX等の世界的潮流等を踏まえ、前戦略(R元年7月)を全面改訂し、新たな「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定。
- 本戦略では、新たにグリーンインフラの目指す姿や取組に当たっての視点を示すとともに、官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルドインすることを目指し、国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけ。

世界的な潮流

○ ネイチャーポジティブ

- ・昆明・モントリオール
生物多様性枠組(R4.12)
- ・生物多様性国家戦略
(R5.3閣議決定)

○ カーボンニュートラル

- ・カーボンニュートラル宣言
(R2.10)
- ・GX推進法の成立(R5.5)

グリーンインフラへの期待

○ 社会資本整備・まちづくり等の課題解決

- ・災害の激甚化・頻発化
- ・インフラの老朽化
- ・魅力とゆとりある都市・生活空間へのニーズ
- ・人口減少社会での土地利用の変化

○ 新たな社会像の実現

- ・SDGs
- ・Well-being
- ・ワンヘルス
- ・こどもまんなか社会
- ・地方創生
(デジタル田園都市国家構想)

○ 日本の歴史・文化との親和性を踏まえた活用



グリーンインフラ推進戦略 2023

令和5年9月
国土交通省

目次

はじめに	1
第1章 グリーンインフラを取り巻く背景と課題	3
1. ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルなど環境に関する世界的な潮流	3
2. 社会資本整備やまちづくり等におけるグリーンインフラへの期待	4
3. SDGs や Well-being 等新たな社会像の実現に向けたグリーンインフラへの期待	5
4. 歴史・文化に根ざしたグリーンインフラへの期待	6
第2章 グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」	7
1. グリーンインフラの意義	7
2. グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」	8
3. グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」の実現に向けて	10
第3章 「グリーンインフラのビルトイン」に向けた7つの視点	11
1. 連携の視点	11
2. コミュニティの視点	12
3. 技術の視点	12
4. 評価の視点	13
5. 資金調達の視点	14
6. グローバルの視点	14
7. デジタルの視点	15
第4章 グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」の実現に向けた取組	16
1. 取組に当たっての基本的考え方	16
(1) 「グリーン」の視点から（ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルなど）	16
(2) 「インフラ」の視点から	16
2. 「自然と共生する社会」の実現に向けた具体的な取組	17
« 「自然に支えられ、安全・安心に暮らせる社会」の実現に向けた取組 »	17
« 「自然の中で、健康・快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会」の実現に向けた取組 »	18
« 「自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会」の実現に向けた取組 »	19
« 「自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会」に向けた取組 »	20
« 「グリーンインフラのビルトイン」に関する横断的・基盤的取組 »	21
3. グリーンインフラ官民連携プラットフォームや経済団体と連携した国民運動の展開	22
4. ロードマップの策定及びフォローアップ	23

はじめに

「グリーンインフラ」という言葉が政府文書で初めて登場したのが、第二次国土形成計画（平成27年8月閣議決定）であり、その後、第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月閣議決定）等、様々な政府の計画でグリーンインフラが位置づけられ、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することとされてきた。その後、有識者からなる「グリーンインフラ懇談会」を開催し、グリーンインフラの推進に向けた議論を本格的に開始するとともに、令和元年にはグリーンインフラ推進戦略（以下「前戦略」という。）を公表した。

前戦略に記載のとおり、グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」である。

すなわち、社会課題の解決を図る社会資本整備やまちづくり等に自然を資本財（自然資本財）として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するものである。

前戦略は、我が国のグリーンインフラの黎明期において、その概念や多様な主体が取り組む必要性を示すとともに、率先して国土交通省が実施すべき施策の方向性を示したものである。前戦略に基づく施策の着実な実施により、我が国においてもグリーンインフラの概念が定着し、産学官の取組が広がりつつあるが、前戦略策定以降4年が経過し、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル、ネットゼロなど、グリーンインフラに関連する社会情勢にも大きな変化が生じている。こうした社会情勢の変化を受け、環境に関する様々な社会課題の解決に寄与するグリーンインフラを一層普及させるとともに、あらゆる場面で実装（ビルトイン）させていくという、新たなフェーズへの移行が求められている。

このような背景を踏まえ、令和5年3月から「グリーンインフラ懇談会」を開催し、新たなグリーンインフラ推進戦略のあり方について精力的にご議論いただいた。

本戦略は、この懇談会でのご議論を踏まえ、関係府省庁や地方公共団体、民間企業、NPO、学術団体等の様々な主体に対して、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル等の社会情勢に対応したグリーンインフラの目指す姿を示し、多様な主体が参画できる環境整備の礎とするとともに、その目指す姿に応じて、グリーンインフラの推進に関する国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけ、全面改訂するものである。

なお、グリーンインフラの「グリーン」は、「ネイチャー（自然）」であり、樹木や花等の「緑」のみならず、土壤、水、風、地形といったものも含まれる。

また、「ブルーインフラ」（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出を通じたブルーカーボン（海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）

の活用による、カーボンニュートラルの実現への貢献や豊かな海の実現を目指した取組についても、本戦略では統一的に記載している。

第1章 グリーンインフラを取り巻く背景と課題

1. ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルなど環境に関する世界的な潮流

- 人間の生活は、物質的には豊かで便利なものとなった一方で、人類が生存し続けるための基盤となる地球環境は限界（地球の限界＝プラネタリー・バウンダリー）に達しつつあると言われており、生物多様性の喪失や気候変動などの環境関連リスクは、中長期的に世界経済に対する深刻なリスクとされている。
- こうした中で、世界的に、生物多様性や気候変動に関する動きが加速し、ネイチャーポジティブ¹やカーボンニュートラル²の実現に向けた取組が大きな潮流となっている。
- 生物多様性については、近年、欧米諸国では、生物多様性の損失に対する危機感が高まっている。例えば、イギリスでは、2021年には成立した環境法に基づき、ほぼ全ての開発事業に対して、開発前と比べて生物多様性を10%増加させることを義務づける生物多様性ネットゲイン政策がとられるなど、ネイチャーポジティブに向けた社会・経済の仕組を構築する動きが見られる。こうした動きを受けて、企業、投資家・金融機関において、ネイチャーポジティブ重視の流れが強まっている。

2022年12月には、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、新たな生物多様性枠組である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、これを受けて、我が国においても、2023年3月、2050年ビジョンを「自然と共生する社会」とし、2030年ミッションを「ネイチャーポジティブ：自然再興」とする新たな「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定した。また、OECM³の設定促進による広域的な生態系ネットワーク化の推進に関する検討も行われている。

- 気候変動については、地球の平均気温の上昇を産業革命以前に比べ1.5℃に抑えるためには、地球規模での2050年カーボンニュートラルの実現が必要とされている中で、世界的な動きが加速化している。我が国においても、2020年10月、内閣総理大臣の所信表明演説で2050年カーボンニュートラルの実現を宣言し、この宣言と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明した。

世界規模でグリーン TRANSFORMATION (GX) 実現に向けた投資が加速する中で、我が国においても、令和5年5月に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）が成立し、2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していく動きが加速している。

さらに、気候変動が及ぼす社会経済等への様々な影響の深刻化にかんがみ、地球温暖化緩和策のみならず、気候変動適応策によるレジリエンスの強化についても一体的

¹ 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること

² 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させて、排出量を実質的にゼロにすること

³ Other effective area-based conservation measures の略。保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の生息域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもののこと。

に取り組むことが必要となっている。

- 2023年7月、香川県高松市で開催されたG7都市大臣会合においても、「持続可能な都市の発展に向けた協働」というテーマの中で、「ネットゼロ・レジリエンス」について、都市と建築物のネットゼロと気候変動レジリエンスへの貢献として、都市の緑地の確保に向けた市場環境整備の重要性や持続可能な都市構造への再編、都市におけるエネルギー利用の最適化、事前防災の推進等によるレジリエンスの強化等の議論が行われた。
- 生物多様性の損失と気候危機の二つの世界的な課題は、現象の観点でも対応策の観点でも相互に影響しあう関係にあり、統合的に取り組んでいく必要がある。

2. 社会資本整備やまちづくり等におけるグリーンインフラへの期待

(1) 自然災害の激甚化、頻発化への対応

- 近年、短時間強雨の発生頻度が増え、大規模な風水害の発生及び土砂災害の発生件数の増加など、水災害等が激甚化・頻発化しており、今後地球温暖化による気候変動の進行により、さらなる被害の増大も懸念されている。自然災害に見舞われた被災地域におけるより良い復興（ビルド・バック・ベター）を図ることは、持続可能で活力ある国土づくりを図る上での喫緊の課題であり、グリーンインフラの活用も期待される。
- また、河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、流域全体のあらゆる関係者が協働し、水災害対策を行う「流域治水」を推進している。その実効性を高める枠組として、2021年4月、流域治水関連法が成立した。流域治水の推進にあたっては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考え方を取り入れ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することが期待されている。

(2) インフラの老朽化を踏まえた維持管理への対応

- 建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に上昇するなどインフラの老朽化が進行する中、インフラの計画的な維持管理・更新や地域のニーズ等に応じた集約・再編の取組が推進されている。このようなインフラの更新や集約・再編時をチャンスと捉え、予防保全型インフラメンテナンスへの転換や新技術の活用などの取組と並行し、グリーンインフラの活用を促進することも重要である。
- また、グリーンインフラは市民の愛着が得られやすいという特徴がある。市民が参加してグリーンを創出することにより、地域のグリーンに愛着を持ち、コミュニティの形成や維持管理が促進されることも期待される。

(3) 魅力とゆとりある都市・生活空間へのニーズの高まり

- グローバル社会における国際的な都市間競争が激しくなる中、クリエイティブ人材を呼び込むためには、都市が備えるべき機能や要素としてグリーンが極めて重要な要素となっており、都市空間でのグリーンの導入が一層求められている。
- また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、人々の求める生活スタイルが変化し、ゆとりある空間や自然環境へのニーズの高まりも見られており、人と自然の適切な距離を確保しつつ、自然を活用して多様な社会課題の解決を図るグリーンインフラの取組が求められている。

(4) 人口減少社会での土地利用の変化への対応

- 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、水源涵養や土砂崩壊の防止など国土管理上重要な機能を果たしてきた森林や農地等が土地を管理する担い手の減少等により管理放棄地となることや、開発圧力の低下の進行による低未利用地等の増加が想定される。
- このような中で、グリーンインフラの取組は解決策の一つとして期待される。人口減少社会の状況は、我が国が世界に先駆けて自然資本を活用した社会へと転換していくチャンスでもあり、空間的余裕を活用した自然再生を含め、自然災害に対してレジリエントな地域をつくることが可能と言える。第三次国土形成計画（令和5年7月28日閣議決定）においても、「グリーン国土の創造」が重点テーマとして掲げられており、自然資本の保全・拡大を図る観点からの環境と共生した国土利用・管理と一体不可分であるとされている。

3. SDGs や Well-being 等新たな社会像の実現に向けたグリーンインフラへの期待

(1) SDGs の実現に向けた意識の高まり

- グリーンインフラの取組は、誰一人取り残さないという持続可能な開発目標（SDGs）実現の基盤となるものである。SDGs の17の目標は「経済」「社会」「自然資本」の3層に分類でき、「経済」は「社会」に、「社会」は「自然資本」に支えられて成り立つと言われている。この自然資本を、グリーンインフラによって回復させることができ、SDGs を達成し持続可能な社会を構築する上で重要な役割を果たすと考えられる。
- また、世界的に SDGs の実現が求められる中で、投資家や金融機関がこうした分野への投資を加速しており、グリーンインフラの取組が投資家等からの資金を呼び込み、自然と共生した社会資本整備や土地利用が推進されることが期待される。

(2) Well-being、ワンヘルス、こどもまんなか社会、DX 等の実現

- 値値観の多様化、働き方改革の推進等の中で、Well-being 向上へのニーズが高まっている。また、人々の健康には、地域が健康であることが必要であり、そのためには、地球環境や生態系が健全でなければならない、すなわち、人・動物の健康と

環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響し合う一つのものであるという「ワンヘルス」(One Health) の考え方方が注目されている。

- さらに、「こどもまんなか社会⁴」の実現に向けて、次の世代を担う子どもたちの健全な成長のため、豊かな自然に接し学ぶ機会を提供することが求められている。教育の場としてや心身の安らぎの場としてもニーズが高まっている。加えて、デジタル庁の創設やデジタル田園都市国家構想の推進等により我が国のDX⁵が進む中で、併せてリアルの世界の重要性の認識も高まりを見せており、究極のリアルとも言えるグリーンについて改めて注目されてきている。
- こうした新たな社会像の実現に当たっては、自然の力を活かすグリーンインフラの取組への期待が高まっている。

4. 歴史・文化に根ざしたグリーンインフラへの期待

- 四方を海に囲まれ、海岸線から山林に至るまで複雑で変化に富んだ地形を有する我が国では、古来より自然の特徴を活かしつつ自然と調和した営みが行われ、地域特有の歴史、生活、文化等を形成してきた背景がある。全国津々浦々にこのような自然資本が存在することから、地域住民をはじめとする多様な主体が参画するグリーンインフラの取組を通じて、地域特有の環境・社会・経済の基盤である自然資本を持続的に維持管理することが求められている。このような我が国の自然共生の在り方は世界から非常に注目を集めており、我が国自身がこうした考え方をモデルとした国土づくり、地域づくり、都市づくりを図るべきである。
- 2027年に横浜市で開催される国際園芸博覧会では、「幸せを創る明日の風景」をテーマに、グリーンインフラの実装を開催意義の一つとしている。グリーンインフラが実装された会場や会場設備 자체を展示の一つとして国内外に発信することなどにより「グリーンインフラで創る国際園芸博覧会」の実現に取り組むとともに、博覧会開催後も、旧上瀬谷通信施設のまちづくりをグリーンインフラ実装のモデルとして全国に発信・展開することを目指している。

⁴ 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を真ん中に据える社会のこと。

⁵ Digital Transformation (デジタルトランスフォーメーション) の略。デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組を指す概念。

第2章 グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」

1. グリーンインフラの意義

(1) 我が国の伝統・文化としてのグリーンインフラ

○ 我々は、自然がもたらしてくれる様々な恩恵（生態系サービス）を受けながら、社会経済活動を行っている。持続可能な社会を構築するためには、自然が安定し、変化に対するしなやかさを保ち、将来にわたりその恩恵を受けることができるよう、人間とその社会が自然と共生するという考え方のもと、社会経済活動を行っていくことが必要である。

一方で、我々は、明治時代から戦後の高度成長期において、自然を一方的に利用（消費）してきており、自然のみならず、人間やその社会の持続可能性が失われ、人類が生存し続けるための基盤となる地球環境は限界（地球の限界＝プラネタリーバウンダリー）に達しつつある。

こうした中で、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現が急務となっており、課題解決に向けた様々な取組の中で、自然を取り入れ、その機能を活用すること、すなわち「自然に根ざした社会課題の解決（Nature-based Solutions : NbS）」が強く求められている。

○ 我が国は、古くから、非常に厳しい自然の中で、自然の材料で自然災害を緩和する、すなわち「しのぐ」「いなす」という考え方で自然に順応してきた。

我が国の伝統的木造建築は、一切金物を使わず、継手と仕口によって搖れをいなして、十分な強度を維持している。また、武田信玄が完成させた「信玄堤」は、背後に氾濫原を設け、洪水をいなすとともに、ケヤキやタケ等を植えることによってこの「信玄堤」を守っている。さらに、熊本の「鼻ぐり井手」は、水の力を利用して土砂を下流に送り出すことで、阿蘇山の火山灰が溜まらないような工夫をしており、東北地方の「イグネ（エグネ）」は、屋敷の周りに木を植えることで、太平洋や奥州山脈からの暴風をしのいできた。

また、我が国では、「山川草木悉皆成仏」という考え方で代表されるように、自然を尊び、自然と共に生きるという自然観を持ち、多数の文学作品でも、日本人のそうした自然観が残されている。

○ このように、我が国では、非常に厳しい自然と対峙しながらも、自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然を味方にする生活文化を築いてきたのであり、NbSは、我が国では当然の考え方として、生活習慣に根付いた伝統的文化でもある。

(2) グリーンインフラの意義

○ グリーンインフラは、人々に快適性や安全性等を提供し、社会課題の解決を図る社会資本整備やまちづくり等に自然を資本財（自然資本財）として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するものであり、従来、対峙す

るものとして捉えられがちであった社会資本財と自然資本財の重なり合い、グラデーションの中で、それぞれの良さを統合的に発揮させるものである。

- すなわち、
 - ① グリーンインフラは、社会資本整備やまちづくり等に自然を取り入れることで、生物多様性・土壤・水などの自然資本を損なわず、むしろ回復させるネイチャーポジティブやカーボンニュートラルの実現に資する。
 - ② 社会資本整備やまちづくり等に自然を資本として取り入れることにより、自然そのものが防災・減災等といったインフラとしての機能を発揮するとともに、その持続性・永続性を高め、場合によっては財政面での効率化を図ることができる。また、まちづくりに自然を取り入れることで、都市の快適性などを高めるとともに、グリーンインフラは、地域住民等が維持管理等に参加しやすいことから、コミュニティの醸成にも資する。このように、社会資本整備やまちづくり等の質を高め、本来の機能の強化に資する。
 - ③ 自然を取り入れることで、自然が有する、心身両面での健康への効果、景観形成や文化醸成、地域活動や教育面での効果を引き出すことができ、Well-being の向上、地域の賑わいの創出、働く人々等の生産性の向上、コミュニティの再生、ひいては SDGs や地方創生の実現に資する。
- このように、グリーンインフラは、様々な社会課題の解決を目指すものであるが、現在の世代だけでなく、将来世代にもその恩恵を引き継いでいくことが必要であり、持続可能性の観点からも、自然環境の有する機能を活用するグリーンインフラが求められる。また、グリーンインフラは、世界的にも、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル、さらには Well-being の向上等について統合的な取組が求められる中で、上記のような機能・効果を統合的に発揮する点でも大きな意義を持つものである。

2. グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」

グリーンインフラを官民が一体となってあらゆる社会資本整備やまちづくり等において反映させること、すなわち「グリーンインフラのビルトイン」により、人々が社会において、自然を守り育てるとともに、自然から持続的にその恩恵を受けながら、その中で様々な活動を行うという、以下のような「自然と共生する社会」の実現を目指す。

(1) 「自然の力に支えられ、安全・安心に暮らせる社会」

- 水田、畑地、湿地などは、雨水の貯留・浸透機能を有し、水害の軽減に資する場合がある。また、森林は、海岸では、防風・防砂の役割や津波被害を軽減する役割を果たし、山などでは土砂災害を防止・軽減する役割も果たす。このように、自然是、自然現象を受け止め、人々の生命や財産を災害から守る機能を持つ。
- グリーンインフラにより、自然豊かな国土・都市・地域づくりを進めることで、

「自然の力に支えられ、安全・安心に暮らせる社会」を実現する。

(2) 「自然の中で、健康で快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会」

- 土壤や植物には、空気や水を浄化する機能や、水源を涵養する機能があることから、きれいな空気、おいしい水を提供してくれ、人はそうした自然の中で、健康に暮らすことができる。植物には、蒸発散機能があり、気温の上昇を抑制することから、空気の流れが作り出す風とあいまって、豊かな自然は、快適な都市空間、生活空間を提供する。自然は、体を動かす場であり、自然の中で運動することでより健康になることができる。また、地域の健全な生態系は、そこで暮らす人や動物の健康を守り、人々が普段から豊かな自然の中で生活することで、様々な病気を防ぐことができる。
- 人間には“自然とつながりたい”という本能的欲求（バイオフィリア）があると言われており、自然は、こうした欲求を充たして、リラックス効果やストレス軽減効果を与えてくれる。このため、人々が働き、あるいは、活動する空間に自然を取り入れることで、そこで働き、活動する人の「幸福度の向上」、「生産性の向上」、「創造性の向上」を実現できる。とりわけ、DXが進展し、「バーチャル」が社会のいたるところに行き渡る中で、究極の「リアル」とも言える自然のこうした効果は、遺憾なく発揮される。
- グリーンインフラにより、活動の場、暮らしの場である都市空間や生活空間のあらゆるところに、こうした自然を取り入れ、「自然の中で、健康で快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会」を実現する。

(3) 「自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会」

- 上記のとおり、自然には、リラックス効果やストレス軽減効果があり、人は、自然の中で安らかに暮らすことができる。また、農作業や園芸作業などを通じて、達成感や満足感、喜びを覚えることができる。
- また、地域の自然は、その地域独自のものであり、人々の地域に対する愛着や誇りを高めるとともに、自然の中での活動や自然の維持管理等を通して地域住民間の触れ合いを生み、コミュニティを醸成する。
- 自然は、生物の生息・生育の場であるとともに、食育の場、農業に触れあう場といった、植物や動物に関する教育の場として、子どもたちの健全な成長を助ける。また、自然は、子どもたちの遊びの場であり、家族の憩いの空間である。地域にこうした自然空間が豊富にあることにより、子どもたちの Well-being を向上させる。さらに、子どもたちが幼少の頃から自然に接することで、自然に対するポジティブな態度が醸成され、社会の生態系保全行動につながる。
- グリーンインフラにより、地域の豊かな自然を活かし、「自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会」を実現する。

(4) 「自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会」

- 自然は、農産物などの食べ物や木材などの資源を生み出し、また、それらを活用して、ブランド力のある地場産品などを作ることができる。また、自然は、その地域特有の歴史や文化、景観を形成する。こうした自然が生み出す食べ物や資源、地場産品、歴史や文化、景観は、地域に人やお金を呼び込み、豊かさや賑わいをもたらしてくれる。
- また、自然の保全・再生・創出や、自然を活用した地域活性化やビジネスには、直接的に地域の人々の手を必要とすることから、地域の多くの人々が関わっていくことになる。このため、DX や GX⁶で産業が大きく変わっていく中で、その公正な移行を支える受け皿ともなることが期待される。
- 生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の観点では、生物多様性の確保や、人と自然とのふれあいの場の提供は、地域社会・経済において様々な効果が期待される。生態系ネットワークには地理的に連続している場合のほか、渡り鳥の飛来地のように地理的に連続していない場合も含まれるが、タンチョウ、コウノトリ、トキなどが確認されることでその地域の誇りになり、地域・土地の価値の向上につながることが期待される。
- グリーンインフラの取組により、こうした自然を創出し、それを活用して産業やビジネスに繋げることで、「自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会」を実現する。

3. グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」の実現に向けて

- グリーンインフラは、単に、自然を取り入れる、自然を増やす・豊かにする、というだけの取組でなく、豊かな自然環境の中で、人々が、安全に、健康で、快適に、楽しく、幸せに、暮らし、活動する社会の実現を目指す取組である。
- グリーンインフラで何よりも大事なことは、そのような社会を実現するために、それぞれの地域が、その地域の状況やそこで抱えている課題を踏まえながら、グリーンインフラで、自然をどう取り入れ、どう持続的に活用していくかをしっかりと考えて取り組んでいくことである。
- また、我が国では、もともと、非常に厳しい自然と対峙しながらも、自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然を味方にする生活文化を築いてきた。しかしながら、明治時代から戦後の高度成長期において、こうした自然に対する畏敬の念や伝統的な知恵、自然観が薄れつつある。
- グリーンインフラは、こうした我が国の伝統的な知恵や生活文化を取り戻すものであり、一人一人が自分事として取り組んでいくことが必要である。

⁶ Green Transformation, グリーン TRANSFORMATIONS の略。化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。

第3章 「グリーンインフラのビルトイン」に向けた7つの視点

前章に掲げたグリーンインフラで目指す「自然と共生する社会」の実現に向けて、グリーンインフラを一層普及させるとともに、これまでの取組の蓄積を踏まえ、あらゆる場面・分野に本格的にグリーンインフラをビルトインしていくことが必要である。

その際には、以下のような「連携」、「コミュニティ」、「技術」、「評価」、「資金調達」、「グローバル」、「デジタル」といった7つの視点を踏まえて取り組むことが大事である。

1. 連携の視点

- グリーンインフラは、自然環境の持つ多様な機能を活用し、様々な社会課題の解決を図ろうとするものであるが、それを効果的かつ効率的に進めるためには、全体最適化を目指す横断的アプローチが求められ、様々な主体の連携が必要となる。連携においては、共創意識の段階的な醸成も必要となる。
- まず、グリーンインフラは公共施設のみを対象としているのではなく、商業施設、物流施設など民間の施設・敷地を含め、国土・土地のあらゆる利用者に関わるものであり、まちづくり全体として取り組む必要がある。このため、行政と民間事業者が両輪となって連携しつつ、ともに主体的・積極的に取り組むことが求められている。とりわけ、技術開発等においては、民間が主体的な役割を果たすこととなる。
- また、例えば、グリーンインフラの取組によってその周辺地域の浸水被害等が軽減されるような場合や、木造建築物が普及することによって森林の保全・再生が図られる場合には、グリーンインフラと周辺地域、建築分野と森林分野を一体として捉えて取り組むべきであり、グリーンインフラの取組を点で捉えるのではなく、地域・分野横断的に連携し、面向に、あるいは隔地貢献の考え方で捉えていくことが効果的である。こうした地域間や分野間などの連携を、グリーンインフラを介して、相互に恩恵を受ける形で進めることが必要である。
- 加えて、都市と農村の連携もグリーンインフラの視点では重要である。都市と農村でのグリーンへの概念や特徴等、異なる点を相互に補い合う視点が必要と考えられる。また、世代間の連携も育む必要がある。子どもや若い世代への環境教育をはじめ、DXをはじめとしたそれぞれの世代間の得意分野の補い合いがグリーンインフラの推進に必要である。
- 「グリーンインフラのビルトイン」に向けては、官民の様々な組織、団体等における取組が必要であり、それらが連携してグリーンインフラの社会的普及や取組の深化を図っていくことが重要である。グリーンインフラ官民連携プラットフォームも活用しつつ、地域間や自治体間での連携を促進するとともに、国の各府省庁や自治体の各部局が、現在の技術や業務にこだわらず、横断的に一体となって取り組むことが必要である。また、グリーンインフラをさらに社会的に普及していく上で広く国民の理解を得るために、グリーンインフラの理念や哲学などを、決意をもって伝えていくことが必要である。

- こうした連携の中で、自治体がグリーンインフラに取り組むための仕組みづくりや地域における官民連携を進める仕組みづくり、グリーンインフラに関する人材育成などを進めることが必要である。また、地域においてグリーンインフラを進める上では、地域の将来ビジョンを明確化し、創意工夫を活かす様々な主体の連携・推進体制を構築することが必要である。これらの仕組みづくりには、中間支援組織や様々な研究会等を活用できるよう進めることが重要である。

2. コミュニティの視点

- グリーンインフラは、自然という性格上、その維持管理等に地域の様々な人々や団体の関わりを必要とし、その関わり自体も、地域の人々に楽しみや喜びを与える。また、グリーンインフラは、その地域の人々に、憩いの場、活動の場、協働の場を提供するものであり、こうしたことが、地域におけるコミュニティの醸成に繋がっていく。さらに、今後、格差の広がり等の中で分断が問題となることが予想される中で、その解決策としてコミュニティの再編が求められるようになると考えられる。
- 成熟社会における人々の価値観の多様化や、地域住民やNPO等の社会資本整備・維持管理や自然環境保全等への参画気運の高まり等も踏まえ、地域住民との協働や民間企業との連携により、グリーンインフラを基点としてコミュニティやソーシャルキャピタルを形成していくことや、市民が公共の担い手になる社会づくりのツールとして、グリーンインフラを活用していくことが必要である。
- 例えば、横浜市の公園では、市民の共有の財産である身近な公園の清掃・除草等の日常的な管理について、横浜市だけでなく、地域の住民を中心にボランティア団体に協力いただいている。横浜市には約2,700の公園があり、およそ9割の公園で愛護会が結成されており、持続可能なコミュニティが形成されている。
- 地域レベルのコミュニティだけではなく、林業や農業といった分野と連携したコミュニティや、グリーンインフラに関わるビジネスや技術におけるコミュニティなど、多様なコミュニティを形成していくことが必要である。こうしたコミュニティの形成に当たっては、信頼や面白さといった視点や、すべての人がグリーンインフラの恩恵を受けることができる、誰一人取り残さないというSDGsの視点が重要である。
- コミュニティにおいてグリーンインフラを進めていく上では、コミュニティの人々が、自然とグリーンインフラに取り組むよう促すようなナッジの活用や、コモンズ的視点を持ちながら、様々な空間で行われているエリアマネジメント活動との連携が有効である。

3. 技術の視点

- 「グリーンインフラのビルトイン」に向けては、社会資本整備やまちづくり等に自然やその機能を容易に、効率的に導入・活用できる技術や、具体的な社会課題の解決のために自然の多様な機能を引き出すことができる技術が必要である。そのため、既存技術の活用や新たな技術開発を促進するとともに、そのための仕組みづくりを進めることが必要である。特に、グリーンインフラの導入に当たっては、より

低成本での整備・維持管理が決め手となることから、エコロジカルでエコノミカルな技術開発が必要である。

- また、技術の活用や開発に当たっては、グリーンインフラで対応すべき課題の解決や、グリーンインフラで目指す社会の実現に向けて、どういう技術が求められているかといった観点で取り組んでいく必要がある。

4. 評価の視点

- 「グリーンインフラのビルトイン」に向けては、様々な人々が、グリーンインフラの意義や効果を認識し、理解することが必要であり、そのためには、グリーンインフラの効果の把握・見える化やその評価が重要である。
- また、グリーンインフラは、ESG 投資⁷ (ESG インテグレーションやインパクト投資⁸等) の対象として有望な分野であるが、そうした投資を呼び込むうえでは、グリーンインフラがいかに意義のある投資の対象であるかをしっかりと評価できることが重要である。さらに、グリーンインフラが社会で普及していくためには、不動産におけるグリーンの価値が市場で正確に評価され、入居者、オーナー、ディベロッパー、投資家など多様な市場参加者に分かりやすく伝わることが必要である。
- このため、様々な場面における活用を見据え、グリーンインフラを客観的に評価する手法やそれを認証する仕組を構築することが必要である。
- その際、グリーンインフラの評価を一律に考えるのではなく、その評価を、誰を対象として、何のために行うのか等の観点から、個別にそのあり方を検討していくことが必要である。例えば、ESG 投資などの資金を呼び込むための評価については、そうした投資を行う投資家がどのようなことを重視しているかを踏まえた評価が必要であり、また、数値やデータによる定量的な評価や認証制度などによる客観的な形での評価が必要となる。
- 一方、グリーンインフラを社会に普及させていくために、グリーンインフラがどのような効果をもっているか等を示すための評価や、行政における施策としての評価は、定量的な評価とあわせて、ナラティブな評価（定性的な評価）をしっかりととしたロジックを立てて行うとともに、市民目線で、主観的なものも含めて具体的に効果を示していくことが重要である。
- また、グリーンインフラを推進する際の資金調達として、カーボン・クレジットを活用することも見据え、土壤も含めてグリーンインフラの CO₂ 吸収源としての評価についても検討を進めることが必要である。
- 世界的に、Climate-related Financial Disclosures や Nature-related Financial Disclosure など、企業による気候関連・自然関連の財務情報を開示する動きが進んでいる。グリーンインフラの評価の検討に当たっては、こうした企業における自然関連情報開示

⁷ 環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) に関する情報を考慮した投資。

⁸ 企業、組織、ファンドへの投資であり、金銭的なリターンをもたらすとともに、社会的及び環境的なインパクトを生み出すもの。

や SBTs for Nature⁹といった動きを踏まえて進めることが必要である。

- なお、今後、上記のような評価に関する研究等が進み、確立されていく中でも、時代の変化に応じて評価の視点を見直すなど、評価のリテラシーを意識して柔軟に対応していくことは大事な視点である。

5. 資金調達の視点

- 「グリーンインフラのビルトイン」を進めるためには、そのための資金調達が不可欠であり、その際、グリーンインフラが広く社会に裨益すること等を踏まえて検討を進めが必要である。
- 例えば、グリーンインフラが共感を呼ぶものであることを考えて、クラウドファンディングを活用することや、グリーンインフラがその地域全体に裨益することを考えて、その地域で行われる事業から得られる収益をグリーンインフラに充てる仕組み、また、緑や土壤の CO₂ 吸収源としての役割を考えて、カーボン・クレジットを活用すること等について検討を進めが必要である。
- さらに、グリーンインフラには社会の持続性を高めるといった個別の利益にとどまらない効果があることを考えると、さらに広く市民・企業から資金を調達するための手法についても議論していくことが必要である。
- 資金調達において、まずはグリーンインフラの価値が広く認められること、次にグリーンインフラは社会的便益が大きいことが理解されること等、段階的な共感を得ることが費用負担への理解を進めるうえで必要である。
- 資金調達については、官と民のお金を分けることなく、ブレンデッドファイナンス¹⁰という形で、効率的にグリーンインフラに資金を充てていくという観点が重要であり、また、上述した Nature-related Financial Disclosure や SBTs for Nature なども考慮する必要がある。

6. グローバルの視点

- ネイチャーポジティブが世界的に大きな潮流となる中で、ネイチャーポジティブの実現に向けて「グリーンインフラのビルトイン」に取り組む一方で、我が国がこれまで伝統的にグリーンインフラを取り入れてきたことを踏まえ、我が国のグリーンインフラのあり方、ネイチャーポジティブのあり方をしっかりと世界に訴えていくことが必要である。
- また、我が国のグリーンインフラの取組や要素技術等の海外展開を図り、世界市場の獲得も視野に取組の推進を図っていくことも重要である。

⁹ Science Based Targets for Nature:企業における自然資本に関する科学的な目標設定。

¹⁰ 官民両セクターのシナジー効果を最大化し、両セクターの投資家が行うインパクト投資の貢献度を最大限レバレッジすることを意図した投資スキーム。

7. デジタルの視点

- デジタル化は様々な境界を取り払い、イノベーションを起こす力があるとされている。グリーンインフラはこれまで着実に進められ、行政分野、学術分野、民間分野等、様々なデータが蓄積されている。これらのデータの管理、情報基盤の整備やオープンデータ化、仮想空間の活用等、先進的なグリーンインフラの在り方も検討する視点が必要である。
- グリーンインフラのモニタリングにより定量的に評価・検証を行うとともに、価値を出すモニタリングの視点が重要である。グリーンインフラが与える影響等、市民の行動をデジタル技術によって評価・検証し、一層の普及に役立てることも必要である。
- また、グリーンインフラが普及後の維持管理も念頭に置き、デジタル技術の積極的な活用による効率的・効果的な維持管理を目指すことが求められる。デジタル技術の活用によりグリーンインフラの普及啓発を進めながら、地域に散在するグリーンインフラのポテンシャルを分析することも併せて進めることが必要である。

第4章 グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」の実現に向けた取組

グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」の実現に向けて、国土交通省では、前章の7つの視点に留意しつつ、官と民が両輪となって、あらゆる場面・分野に「グリーン」を取り入れていくという考え方の下、以下のような具体的な取組を推進し、グリーンインフラの一層の普及促進、本格的なビルトインを図っていく。

1. 取組に当たっての基本的考え方

(1) 「グリーン」の視点から（ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルなど）

- 「グリーンインフラのビルトイン」を進めていく上では、「みどりの食料システム戦略」等の関係府省庁の施策とも連携しつつ、「グリーン」をエリアとして切り分ける（ゾーニング）のではなく、あらゆるところに「グリーン」を取り入れていく（レイヤリング）という発想で進めていくことが必要である。
- 自然は、生物の生息・生育の場であり、様々な社会資本整備や維持管理・更新の中で、自然を増やしていく取組を進めることで、生態系や生物多様性の保全・再生を推進することが必要である。こうした社会資本整備等を通じて自然を増やしていく取組に当たっては、在来種等の地域ごとの生態系や生物多様性を考慮した取組が重要である。
- また、緑や森林、藻場・干潟等の自然は、光合成を通じて CO₂ を吸収・固定する効果を持つことから、都市における緑地の創出、ブルーインフラの保全・再生・創出を通じたブルーカーボンの活用、森林の整備や炭素貯蔵に資する木造建築物の推進、バイオマスの利活用等による温室効果ガスの吸収源対策を進める上で、脱炭素に資するという観点も重要である。
- 脱炭素については、近年、自然環境保全とのコンフリクトが顕在化しつつある中で、例えば、泥炭湿地は多くの炭素を蓄積しており、こうした湿地等の生態系を保全することは、脱炭素にも資するものであり、こうした気候変動対策と生物多様性保全を両立させるグリーンインフラの取組を進めることが必要である。

(2) 「インフラ」の視点から

- グリーンインフラは、社会資本整備やまちづくり等に自然を取り入れる取組だが、単に自然を増やすだけではなく、それによって、自然の有する多様な機能を活用して、社会資本やまちづくりとしての機能の強化や質の向上、さらには、人々の Well-being の向上等を図るものである。
- 地域にある自然の状況やその地域が抱えている課題等によって、地域ごとに、「グリーン」の価値も、「インフラ」の価値も異なるものである。このため、グリーンインフラに取り組むに当たっては、人々の Well-being の向上等を図るために、どのようなグリーンインフラのあり方が望ましいのかを踏まえた取組を進めが必要である。例えば、自然の少ない都市部では、自然や生物多様性を純増させていく

取組が重要になってくる一方、自然の豊かな地方では、自然を増やす取組よりは、むしろ地域にある自然を活用して地域活性化等につなげるための社会資本などが重要になってくる。

- また、グリーンインフラは「インフラ」であることから、その取組に当たっては、既存の社会資本等とも連携して、生態系ネットワークや歩行者ネットワーク、水循環システムなどを含める形で、システムやネットワークとして戦略的に整備することが必要である。加えて、その地域の課題解決に対して、既存の社会資本財等によってニーズがどれだけ充たされていて、自然資本によってどの程度サービスを提供しなければならないのかといった視点も必要である。
- さらに、低未利用地をグリーンインフラとして活用する場合、自然資本の量的拡大のみならず、質的向上も図るべく、第六次国土利用計画（全国計画）で示された広域的な生態系ネットワークの形成を図るなど、戦略的に取り組んでいくことが必要である。また、国土の管理構想による最適な国土利用・管理の取組において、グリーンインフラの考え方を取り入れることも重要である。
- 前戦略から取り組んでいる各種法定計画への位置づけも重要である。「社会資本整備重点計画」（社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）に基づき国が社会資本整備事業の重点目標等を定める計画）、「地域気候変動適応計画」（気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）に基づき地方公共団体が作成する計画）や「緑の基本計画」（都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき市町村が作成する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）など、いわゆる上位計画の策定・改定時に、グリーンインフラを位置づけていく取組を引き続き横断的・戦略的に進めしていく必要がある。

2. 「自然と共生する社会」の実現に向けた具体的な取組

《「自然に支えられ、安全・安心に暮らせる社会」の実現に向けた取組》

- 自然の機能を活用した温室効果ガスの吸収源対策や、流域治水の推進や雨水貯留・浸透施設の整備など自然の機能を活用した防災機能の向上等の取組を推進する。

(自然の機能を活用した温室効果ガスの吸収源対策)

- 森林吸収源対策や炭素貯蔵に貢献する建築物における木材利用の推進
- 都市緑化や都市公園の整備等による吸収源対策の推進
- 命を育むみなどのブルーインフラ拡大プロジェクトの推進

(自然の機能を活用した防災機能の向上)

- 自然環境が有する機能を活用した流域治水の推進
- 都市公園等におけるレインガーデンや雨水貯留・浸透施設の整備等
- 延焼防止等に資する公園緑地の整備

- ・ ダイナミック SABO プロジェクトの推進
- ・ 気候変動への適応と自然環境に配慮した海岸保全に係る整備・検討
- ・ 気候変動等を考慮した港湾・臨海部の強靭化
- ・ 市街地に隣接する山麓斜面におけるグリーンベルト整備（樹林帯の形成）

『「自然の中で、健康・快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会」の実現に向けた取組』

- 快適な都市空間・生活空間の形成、健康にクリエイティブに楽しく暮らせる空間づくり、水環境の構築等の取組を推進する。

(快適な都市空間・生活空間の形成)

- ・ 自然豊かな都市空間づくりや環境性能に配慮した不動産投資市場の形成に向けた環境整備等
- ・ 民間敷地や公共施設の緑化等による地表面被覆の改善
- ・ 街路や公園緑地を活用した都市における生物多様性の確保
- ・ 都市計画における緑地の位置付けの向上や広域の見地からの計画的な緑地のネットワークの形成
- ・ 生物多様性に貢献する風致の維持・歴史的風土の保全
- ・ 風の道を活用した都市づくり
- ・ 民間都市開発を通じた都市における緑地の創出等
- ・ 住宅・建築物における緑化推進
- ・ 道路空間における緑化推進
- ・ 生態系に配慮した道路整備
- ・ 住宅団地における緑化推進

(健康にクリエイティブに楽しく暮らせる空間づくり)

- ・ 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度との連携
- ・ 住宅・公共施設やその跡地等を活用した緑地や水辺の創出
- ・ 低未利用土地等を活用したグリーンインフラの導入
- ・ バイオフィリックデザインの概念を活用した良好な都市空間の形成
- ・ 打ち水の実施等による国民意識の向上
- ・ かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出

(水環境の構築、海の再生・保全の推進)

- ・ 総合的かつ一体的な水循環の維持、回復に向けた取組の推進
- ・ 打ち水の実施等による国民意識の向上（再掲）
- ・ かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出（再掲）
- ・ 多自然川づくりの推進

- ・バイオマス利活用の推進
- ・地域の特性や利用用途に応じた水環境管理の推進
- ・下水処理水、雨水の再利用等による水循環系の構築の推進
- ・命を育むみなどのブルーインフラ拡大プロジェクトの推進（再掲）
- ・浚渫土砂等を有効活用した良好な海域環境の保全・再生・創出の推進
- ・全国海の再生プロジェクト等を通じた官民連携による取組の推進
- ・気候変動への適応と自然環境に配慮した海岸保全に係る整備・検討（再掲）

《「自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会」の実現に向けた取組》

- 地域における自然や生態系の保全・再生、グリーンインフラコミュニティの醸成、子どもたちの活動や教育の場としての自然や生態系の創出・活用等の取組を推進する。

(地域における自然や生態系の保全・再生)

- ・街路や公園緑地を活用した都市における生物多様性の確保（再掲）
- ・水と緑のネットワークの形成
- ・総合的かつ一体的な水循環の維持、回復に向けた取組の推進（再掲）
- ・かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出（再掲）
- ・多自然川づくりの推進（再掲）
- ・命を育むみなどのブルーインフラ拡大プロジェクトの推進（再掲）
- ・浚渫土砂等を有効活用した良好な海域環境の保全・再生・創出の推進（再掲）
- ・全国海の再生プロジェクト等を通じた官民連携による取組の推進（再掲）

(地域の自然や生態系の保全・再生を通じたグリーンインフラコミュニティの醸成)

- ・コミュニティ活動や各種エリアマネジメント活動におけるグリーンインフラの推進（各種団体等への働きかけ、連携等）
- ・グリーンインフラを活用した地域活性化の取組への支援
- ・地域におけるグリーンインフラに係る戦略等に基づく取組の推進
- ・ナッジ等を活用したグリーンインフラの推進
- ・都市・地域単位でのネットワーク形成支援
- ・地域コミュニティの形成に資する公園緑地の確保
- ・子どもの健全な成長を促す自然豊かな遊び場の確保、子育て世代が安心して憩うことのできる都市公園の整備
- ・命を育むみなどのブルーインフラ拡大プロジェクトの推進（再掲）
- ・全国海の再生プロジェクト等を通じた官民連携による取組の推進（再掲）
- ・気候変動への適応と自然環境に配慮した海岸保全に係る整備・検討（再掲）

(子どもたちの活動の場、教育の場としての自然や生態系の創出・活用)

- ・ 生物多様性に貢献する風致の維持・歴史的風土の保全（再掲）
- ・ こどもの健全な成長を促す自然豊かな遊び場の確保、子育て世代が安心して憩うことのできる都市公園の整備（再掲）
- ・ 水と緑のネットワークの形成（再掲）

≪「自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会」に向けた取組≫

- 自然を活かして人材や投資を呼び込むビジネスに繋がる取組、グリーンインフラに関する人材育成や人々の行動変容等に関する取組等を推進する。

(自然を活かして人材や投資を呼び込みビジネスに繋がる取組)

- ・ グリーンインフラ官民連携プラットフォーム等と連携した資金調達手法の検討
- ・ カーボン・クレジット活用に向け、民間での取組との連携
- ・ グリーンファイナンスの導入に向けた先導的なモデル形成に向けた検討
- ・ 自然豊かな都市空間づくりや環境性能に配慮した不動産投資市場の形成に向けた環境整備等（再掲）
- ・ 都市再生における民間活力を活用した地区外も含めた緑地の保全・創出
- ・ 景観・歴史まちづくりの推進
- ・ 街路や公園緑地を活用した都市における生物多様性の確保（再掲）
- ・ 生物多様性に貢献する風致の維持・歴史的風土の保全（再掲）
- ・ 風の道を活用した都市づくり（再掲）
- ・ 民間都市開発を通じた都市における緑地の創出等（再掲）
- ・ 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度との連携（再掲）
- ・ かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出（再掲）
- ・ ブルーカーボン生態系を対象としたカーボン・クレジット制度の活用推進
- ・ 自然・文化等の観光資源を保全し、地域社会・経済に好循環をもたらす持続可能な観光の推進

(グリーンインフラに関する人材育成や人々の行動変容等に関する取組)

- ・ グリーンインフラに関する人材育成
- ・ ナッジ等を活用したグリーンインフラの推進（再掲）
- ・ 環境教育の推進（下水道、河川、砂防、公園、海辺、港湾）
- ・ コミュニティ活動や各種エリアマネジメント活動におけるグリーンインフラの推進（各種団体等への働きかけ、連携等）（再掲）
- ・ 打ち水の実施等による国民意識の向上（再掲）

«「グリーンインフラのビルトイン」に関する横断的・基盤的取組»

- グリーンインフラ官民連携プラットフォーム等の産学官金の多様な主体の取組の一層の促進、グリーンインフラの効果の把握・見える化や、投資家や金融機関等の投資に繋がる実用的な評価手法の構築、様々な資金調達手法の検討、技術開発・活用等の横断的・基盤的な取組を進め、社会資本整備やまちづくりの主体となる自治体や民間事業者をはじめ、あらゆる関係主体によるグリーンインフラの取組を促進する。
- 特に、Nature-related Financial Disclosure 等の世界的な潮流も踏まえ、グリーンインフラの実用的な評価手法や、民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価に関する取組について、早急な検討を進める。

(産学官金の多様な主体の取組の促進)

- ・ グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおける取組の深化
- ・ グリーンインフラ実践ガイドの作成と公表
- ・ 先導的グリーンインフラモデル形成支援（地方自治体支援）
- ・ グリーンインフラの創出促進（民間企業支援）
- ・ グリーンインフラモデル地域（仮称）の設定
- ・ 緑の基本計画におけるグリーンインフラガイドライン（仮称）の策定
- ・ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（地方自治体支援・民間企業支援）
- ・ 地方公共団体等による緑地の保全・整備等の推進
- ・ 地域におけるグリーンインフラに係る戦略等に基づく取組の推進（再掲）
- ・ グリーンインフラを活用した地域活性化の取組への支援（再掲）
- ・ 都市・地域単位でのネットワーク形成支援（再掲）
- ・ 命を育むみなとのブルーインフラ拡大プロジェクトの推進（再掲）

(グリーンインフラの効果や評価に関する取組)

- ・ グリーンインフラ官民連携プラットフォーム等と連携したグリーンインフラに係る効果の把握・見える化
- ・ グリーンインフラの実用的な評価手法の構築
- ・ 企業による生物多様性や自然資本に関する情報開示の促進、TNFDとの連携
- ・ 良質な都市緑地を創出・維持するプロジェクト等を客観的に評価する仕組みの導入など、都市緑地等のグリーンインフラにかかる評価制度の構築
- ・ 自然環境が有する多様な機能の評価等の検討

(資金調達に関する取組)

- ・ グリーンインフラ官民連携プラットフォーム等と連携した資金調達手法の検討（再掲）
- ・ カーボン・クレジット活用に向け、民間での取組との連携（再掲）
- ・ グリーンファイナンスの導入に向けた先導的なモデル形成に向けた検討（再掲）

- ・ ブルーカーボン生態系を対象としたカーボン・クレジット制度の活用推進(再掲)
- ・ 地方公共団体による緑地の買入れ等に対する都市計画税の充当を検討
- ・ 自然豊かな都市空間づくりや環境性能に配慮した不動産投資市場の形成に向けた環境整備等（再掲）

(技術開発や活用等に関する取組)

- ・ 地盤、水文・水質など自然資本のデジタル基盤情報の開発・集約・活用
- ・ グリーンインフラ官民連携プラットフォーム等と連携した技術開発の促進
- ・ 技術開発へのインセンティブの検討・推進
- ・ インフラ更新時や集約・再編時におけるグリーンインフラ導入の促進
- ・ グリーンインフラ推進のための新たなPPP／PFI活用モデル形成
- ・ 各種技術指針における標準的な手法・工法等の位置づけの検討
- ・ 各事業分野における自然環境が有する機能の活用に向けた新技術の開発

(グリーンインフラの広報活動等に関する取組)

- ・ 環境教育の推進（下水道、河川、砂防、公園、海辺、港湾）（再掲）
- ・ 2027年国際園芸博覧会の開催を通じたグリーンインフラの社会実装の推進

(各種取組や団体等との連携)

- ・ コミュニティ活動や各種エリアマネジメント活動におけるグリーンインフラの推進（各種団体等への働きかけ、連携等）（再掲）
- ・ 国土の管理構想による最適な国土利用・管理の取組との連携
- ・ 官民連携まちづくり支援制度とグリーンインフラの連携
- ・ 緑の基本計画と立地適正化計画との連携による、グリーンインフラの取組の推進
- ・ 所管施設等における先導的なプロジェクトの形成
- ・ 港湾緑地の賑わい創出に資するみなと緑地PPPの推進
- ・ 河川敷地における新たな民間投資を創出し地域活性化と河川管理の効率化の両立を実現する取組（RIVASITE）の導入促進

(交付金等による支援の充実)

- ・ 地方自治体等のグリーンインフラの取組について、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金等による支援

3. グリーンインフラ官民連携プラットフォームや経済団体と連携した国民運動の展開

- 本戦略の取組に当たっては、横断的・基盤的な取組のハブである、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの役割が一層重要である。プラットフォームに置かれた3部会（企画・広報部会、技術部会、金融部会）の下、自治体会員・民間企業会員の拡大に向けて、それぞれがインセンティブを感じてプラットフォームの活動へ参画する取組や、グリーンインフラ技術の情報収集・発信、投資促進に資する評

価手法や資金調達方法の検討等、プラットフォームの取組をさらに深化する。

- 経済団体においても、例えば、経団連自然保護協議会において、基金を通じた NGO の自然保護プロジェクトへの支援や企業への啓発・情報提供・情報発信、TNFD 日本 協議会¹¹の共同招集者としての活動など積極的な取組が進められている。
- こうした動きも踏まえ、グリーンインフラ官民連携プラットフォームや経済団体 等としっかりと連携しながら、グリーンインフラを国民運動的に展開していく。

4. ロードマップの策定及びフォローアップ

- 本戦略の推進に当たっては、中期的な目標及びその目標実現に向けたロードマップを策定するとともに、その推進状況については、グリーンインフラ懇談会において、毎年度フォローアップを実施する。

¹¹ TNFD コンサルテーショングループ・ジャパンの通称。TNFD とは(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) 自然関連財務情報開示タスクフォースのこと。